

山梨県国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証記号番号等一覧表

《国民健康保険》

(平成26年4月1日現在)

保険者名	被 保 険 者 証					保険者名	被 保 険 者 証					
	保険者番号	有効期限	色 調		記 号 ・ 番 号		保険者番号	有効期限	色 調		記 号 ・ 番 号	
			一 般	退 職 者					一 般	退 職 者		
十 三 市	甲 府 市	19.001.7	27.3.31	うぐいす	うぐいす	〇〇〇-〇〇〇〇〇	南 早 川 町	19.072.8	27.3.31	うぐいす	うぐいす	6〇〇〇〇〇〇
	富 士 吉 田 市	19.002.5	27.3.31	黄	黄	403-〇〇〇〇〇〇	巨 身 延 町	19.073.6	27.3.31	うぐいす	うぐいす	6〇〇〇〇〇〇〇
	都 留 市	19.004.1	27.3.31	うぐいす	うぐいす	402-〇〇〇〇〇〇〇	摩 南 部 町	19.074.4	27.3.31	うぐいす	うぐいす	6〇〇〇〇〇〇〇
	山 梨 市	19.005.8	27.3.31	うぐいす	うぐいす	〇〇〇〇-〇〇〇〇	郡 富 士 川 町	19.110.6	27.3.31	うぐいす	うぐいす	6〇〇〇〇-〇〇〇
	大 月 市	19.006.6	27.3.31	うぐいす	うぐいす	401-〇〇〇〇〇〇〇	摩 中 昭 和 町	19.079.3	27.3.31	うぐいす	うぐいす	〇〇〇〇〇〇
	韮 崎 市	19.007.4	27.3.31	うぐいす	うぐいす	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	南 道 志 村	19.097.5	27.3.31	うぐいす	うぐいす	975-〇〇〇〇〇
	南アルプス市	19.008.2	27.3.31	うぐいす	うぐいす	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	都 西 桂 町	19.098.3	27.3.31	うぐいす	うぐいす	20-〇〇〇〇〇〇〇
	北 杜 市	19.009.0	27.3.31	うぐいす	うぐいす	ホクト-〇〇〇〇〇〇〇	都 忍 野 村	19.099.1	27.3.31	うぐいす	うぐいす	59-〇〇〇〇〇〇〇
	甲 斐 市	19.010.8	27.3.31	うぐいす	水	カイ-〇〇〇〇〇〇〇〇	留 山 中 湖 村	19.100.7	27.3.31	うぐいす	うぐいす	20-〇〇〇〇〇〇〇〇
	笛 吹 市	19.011.6	27.3.31	うぐいす	うぐいす	20-〇〇〇〇〇〇〇〇	郡 鳴 沢 村	19.104.9	27.3.31	うぐいす	うぐいす	20-〇〇〇〇〇〇〇〇
	上 野 原 市	19.012.4	27.3.31	うぐいす	うぐいす	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	郡 富 士 河 口 湖 町	19.108.0	27.3.31	うぐいす	うぐいす	〇〇〇〇〇〇〇〇
	甲 州 市	19.013.2	27.3.31	青	青	〇〇〇-〇〇〇〇〇	北 都 小 菅 村	19.106.4	27.3.31	うぐいす	うぐいす	1064-〇〇〇〇〇〇
	中 央 市	19.014.0	27.3.31	うぐいす	うぐいす	014-〇〇〇〇〇〇〇〇	留 郡 丹 波 山 村	19.107.2	27.3.31	うぐいす	うぐいす	1072-〇〇〇〇〇〇
代 西 八 郡	市川三郷町	19.109.8	27.3.31	うぐいす	うぐいす	6〇〇〇〇-〇〇〇	県医師国保組合	19.367.2	29.3.31	中黄	—	20-〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

《後期高齢者医療》

保険者名	被保険者証			
	保険者番号	有効期限	色 調	被保険者番号
山梨県後期高齢者医療広域連合	3919〇〇〇〇	H26.7.31	薄緑青	〇〇〇〇〇〇〇〇
		H27.7.31	薄紫	〇〇〇〇〇〇〇〇

※後期高齢者医療の保険者番号については、27市町村で異なります。

(注)

1. 国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証、国民健康保険高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証は毎月確認してください。なお、平成25年度より一般・退職者の被保険者証の色調が原則統一されています。
2. 被保険者証の有効期限については被保険者によって変更になる場合があります。
3. 後期高齢者医療については平成26年7月に再判定を行い、全ての被保険者に対して、新しい被保険者証が交付されます。被保険者証の確認を必ず行ってください。
4. 後期高齢者医療については、広域内で市町村の異動があった場合保険者番号等が変更となります。なおこの場合は、それぞれの保険者ごとに診療(調剤)報酬明細書を作成することとなります。
5. 法定給付と法定外給付は分け、綴じて請求してください。
6. 法定外給付については、被保険者証等で確認のうえ請求してください。
※国民健康保険中央会ホームページ「統計情報」(<http://www.kokuho.or.jp/>)でも閲覧できます。
7. 県外保険者(全国決済制度)分も併せて本会に請求してください。
8. 振込銀行等指定金融機関の変更は、特別の場合(新規開設又は住所移転等)を除き、本会への申し出を4月1ヶ月間とさせていただきますのでご注意ください。
9. 保険医療機関及び保険薬局の廃止等の理由により、住所変更する場合はご連絡ください。
10. 記号・番号欄の〇は最大桁数を示しております。
11. 請求書の受付〆切日は、毎月10日午前8時30分から午後5時15分までです。10日が土曜日、日曜日、祝祭日の場合は午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。(10日以外の土曜日、日曜日、祝祭日は閉庁しております。)
12. 電子レセプトを請求される保険医療機関及び保険薬局において、ファイルレイアウトでは「被保険者記号」と「被保険者番号」に分かれる仕様となっておりますが、山梨県では、全て「被保険者番号」に記録して提出してください。
13. 診療報酬明細書の審査及び返戻等に関することは、審査業務課(055-223-2114)までご連絡ください。
14. 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の提出は毎月10日必着でお願いします。

山 梨 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会

〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館 四階

電 話 055 (223) 2112 (審査管理課)【過誤・再審査に係ること】

055 (223) 2114 (審査業務課)【診療報酬明細書の審査及び返戻等に係ること】

055 (223) 2115 (電算管理課)【保険医療機関等の登録に係ること】

FAX 055 (233) 1204

山梨県国民健康保険団体連合会ホームページ <http://www.ymnkokuho.or.jp>